



発行 新潟県

**第 81 号**

令和4年10月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 45 新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

告 示

- 1078 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 1079 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1080 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 1081 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 特定調達契約の契約者等（財務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

規 則

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月25日

新潟県知事 花 角 英 世

**新潟県規則第45号**

新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則及び新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部改正)

**第1条** 新潟県都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成25年新潟県規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(所管行政庁が必要と認める図書) <b>第2条</b> 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 ア (略) イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し (2) (略)	(所管行政庁が必要と認める図書) <b>第2条</b> 省令第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。 (1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類 ア (略) イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準(平成13年8月国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級5に適合するものに限る。)の写し (2) (略)

(新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部改正)

**第2条** 新潟県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成28年新潟県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(所管行政庁が必要と認める図書) <b>第3条</b> 省令第12条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。 (1) 届出に係る一戸建ての住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第6条第1項に規定する住宅性能評価を行った場合 同項に規定する設計住宅性能評価書の写し (2) (略) 2 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める	(所管行政庁が必要と認める図書) <b>第3条</b> 省令第12条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。 (1) 届出に係る一戸建ての住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第6条第1項に規定する住宅性能評価を行った場合 同項に規定する設計住宅性能評価書(一戸建ての住宅について日本住宅性能表示基準(平成13年8月国土交通省告示第1346号)に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合するものに限る。)の写し (2) (略) 2 省令第23条第1項の所管行政庁が必要と認める

<p>図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の写し</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 申請に係る建築物の住宅部分について、住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写し</p>	<p>図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 申請に係る建築物の住宅部分について、品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価(以下「住宅性能評価」という。)を行った場合 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級5に適合するものに限る。)の写し</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 申請に係る建築物の住宅部分について、住宅性能評価を行った場合 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(住宅性能評価に係る部分について日本住宅性能表示基準に規定する断熱等性能等級が等級4に適合し、かつ、1次エネルギー消費量等級が等級4又は等級5に適合するものに限る。)の写し</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1078号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項(又は第115条の5第2項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和4年10月25日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
りんどう	新潟県胎内市下館1523番地	社会福祉法人くろかわ福祉会	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和4年8月16日	令和4年8月31日
デイサービスセンターあが	新潟県阿賀野市中央町1丁目12番13号	有限会社スマイル	通所介護	令和4年8月4日	令和4年9月4日
あおぞらデイサービスセンター	新潟県見附市庄川町852番地1	有限会社あおぞら	通所介護	令和4年8月31日	令和4年9月30日

ハートフルもみじ	新潟県長岡市来迎寺甲2715-1	有限会社ミヤコ新聞販売センター	訪問介護	令和4年7月6日	令和4年9月1日
あおぞら介護サービス	新潟県見附市庄川町852番地1	有限会社あおぞら	訪問介護	令和4年8月31日	令和4年9月30日

## ◎新潟県告示第1079号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和4年10月25日

新潟県知事 花角 英世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護	はあとふるあたごデイサービスセンターみつげ	新潟県見附市庄川町852番地1	株式会社はあとふるあたご	令和4年10月1日
訪問介護	はあとふるあたご訪問介護ステーションみつげ	新潟県見附市庄川町852番地1	株式会社はあとふるあたご	令和4年10月1日

## ◎新潟県告示第1080号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長岡市の関原土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和4年10月25日

新潟県長岡地域振興局長

## 1 就任

理事	長岡市関原町1丁目773番地	外川 久雄 (理事長)
〃	〃 関原町1丁目2165番地	池津 實
〃	〃 五反田町390番地	長谷川 辰男
〃	〃 白鳥町541番地	松本 信夫
〃	〃 上富岡2丁目114番地1	遠藤 康幹
〃	〃 河根川町488番地1	佐藤 政佳
〃	〃 塚町1032番地	徳茂 順一
監事	〃 五反田町445番地	山田 修一
〃	〃 石動町454番地	伊津 敏

就任年月日 令和4年9月15日

## 2 退任

理事	長岡市関原町1丁目773番地	外川 久雄 (理事長)
〃	〃 関原町1丁目2165番地	池津 實
〃	〃 七日町844番地1	本田 栄一
〃	〃 五反田町390番地	長谷川 辰男
〃	〃 上富岡2丁目114番地1	遠藤 康幹
〃	〃 白鳥町541番地	松本 信夫
〃	〃 王番田町1469番地	池津 三津男
監事	〃 石動町251番地	丸山 清水
〃	〃 五反田町445番地	山田 修一

退任年月日 令和4年9月14日

## ◎新潟県告示第1081号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長岡市の野積土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和4年10月25日

新潟県長岡地域振興局長

## 1 就任

理事	長岡市寺泊野積7353番地31	高綱 清美 (理事長)
〃	〃 寺泊野積908番地	加藤 明仁
〃	〃 寺泊野積970番地	古川原 一彦
〃	〃 寺泊野積2301番地	河合 金一
〃	〃 寺泊野積2360番地	力石 茂
〃	〃 寺泊野積2475番地	力石 昭弘
〃	〃 寺泊野積2693番地	石井 宏明
〃	〃 寺泊野積5445番地	松井 重和
〃	〃 寺泊野積6437番地	青木 尚美
監事	〃 寺泊野積7641番地	松井 重行
〃	〃 寺泊野積2302番地	河合 一
〃	〃 寺泊野積5400番地 4	松井 喜代四

就任年月日 令和4年9月5日

## 2 退任

理事	長岡市寺泊野積1482番地	風間 春之 (理事長)
〃	〃 寺泊野積884番地	吉井 吉次
〃	〃 寺泊野積2698番地	星 敏勝
〃	〃 寺泊野積2301番地	河合 金一
〃	〃 寺泊野積2350番地	藤井 隆雄
〃	〃 寺泊野積2487番地 2	藤井 敏明
〃	〃 寺泊野積5442番地	松井 正明
〃	〃 寺泊野積6382番地 2	青木 光弘
〃	〃 寺泊野積7353番地31	高綱 清美
監事	〃 寺泊野積162番地	古川原 信孝
〃	〃 寺泊野積5604番地	河野 達一
〃	〃 寺泊野積6437番地	青木 尚美

退任年月日 令和4年9月4日

## 公 告

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年10月25日

新潟県知事 花 角 英 世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ウオロク村上店  
所在地 村上市仲間町字坂下540番地 4 外  
設置者 NTT・TCリース株式会社 他2者

## 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ティーガイア 代表取締役 金治 伸隆  
(変更後) 株式会社ティーガイア 代表取締役 石田 将人

## 3 変更年月日

令和4年4月1日

## 4 変更の理由

小売業者の代表者に変更が生じたため

## 5 届出年月日

令和4年10月7日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、村上市地域経済振興課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

令和4年10月25日から令和5年2月25日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の変更について(公告)**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年10月25日

新潟県知事 花角 英世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ダイレックス上越店

所在地 上越市安江二丁目90番3 外

設置者 芙蓉総合リース株式会社

## 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 芙蓉総合リース株式会社 辻田 泰徳

(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 織田 寛明

## 3 変更年月日

令和4年4月1日

## 4 変更の理由

設置者の代表者に変更が生じたため

## 5 届出年月日

令和4年10月7日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

令和4年10月25日から令和5年2月25日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の変更について(公告)**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年10月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 アクロスプラザ長岡七日町A街区  
所在地 長岡市七日町字川原485 外  
設置者 第一リース株式会社
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社ティーガイア 代表取締役 金治 伸隆  
（変更後）株式会社ティーガイア 代表取締役 石田 将人
- 3 変更年月日  
令和4年4月1日
- 4 変更の理由  
小売業者の代表者に変更が生じたため
- 5 届出年月日  
令和4年10月7日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
令和4年10月25日から令和5年2月25日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援係  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

---

#### 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年10月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 アクロスプラザ長岡 A街区  
所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外  
設置者 JA三井リース建物株式会社
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社ハニーズホールディングス 代表取締役 江尻 義久  
（変更後）株式会社ハニーズホールディングス 代表取締役 江尻 英介
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社マックハウス 代表取締役 坂下 和志 東京都杉並区梅里一丁目7番7号  
（変更後）株式会社HITOSUKE 代表取締役 坂下 和志 東京都中央区日本橋本石町三丁目1番2号FORECAST新常盤橋11F
- 3 変更年月日  
令和4年4月15日

## 4 変更の理由

- (1) 小売業を行う者の代表者変更のため
- (2) 小売業者の出退店のため

## 5 届出年月日

令和4年10月7日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

令和4年10月25日から令和5年2月25日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の変更について(公告)**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和4年10月25日

新潟県知事 花角 英世

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 新発田東ショッピングセンター

所在地 新発田東新町四丁目3964 外

設置者 株式会社ウオロク 他1者

## 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 風間株式会社 代表取締役 岩城 貞夫 新潟市東区卸新町一丁目2064番地1

(変更後) 株式会社マツモトキヨシ甲信越販売 代表取締役 安藤 浩 長野県長野市鶴賀緑町1393番地3

## 3 変更年月日

平成27年6月11日

## 4 変更の理由

小売業者の出退店があったため

## 5 届出年月日

令和4年10月7日

## 6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

## 7 縦覧期間

令和4年10月25日から令和5年2月25日まで

## 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

---

**大規模小売店舗の変更について(公告)**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

---



令和4年10月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名称 ライフガーデン新発田複合商業施設計画  
所在地 新発田市舟入町三丁目541-2 外  
設置者 芙蓉総合リース株式会社 他1者
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 芙蓉総合リース株式会社 辻田 泰徳  
(変更後) 芙蓉総合リース株式会社 織田 寛明
- 3 変更年月日  
令和4年4月1日
- 4 変更の理由  
設置者の代表者に変更が生じたため
- 5 届出年月日  
令和4年10月7日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
令和4年10月25日から令和5年2月25日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援係  
電 話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

#### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月25日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量  
令和4年度校務用新潟県教育情報ネットワークシステム(NEIN)接続プリンタの借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
教育庁財務課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
借入
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和4年10月17日(月)
- 6 落札者の氏名及び住所  
NTT・TCリース株式会社新潟支店 新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1215番地7
- 7 落札価格  
45,177,000円
- 8 入札公告日  
令和4年9月6日(火)
- 9 落札方式  
最低価格

## 病院局公告

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ベッドサイドモニタ(2台)の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年10月25日

新潟県立松代病院長 鈴木 和夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

ベッドサイドモニタ(2台) 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

令和5年3月15日(水)

## (4) 納入場所

新潟県立松代病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「医療機器」のいずれかに登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 942-1526

新潟県十日町市松代3592番地2

新潟県立松代病院経営課

電話番号 025-597-2100

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和4年11月2日(水)午後5時

## 4 入札、開札の日時及び場所

令和4年11月7日(月)午前11時

新潟県立松代病院 3階 会議室

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立松代病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。